

令和7年12月30日

各位



振込依頼人名変更による暗号資産交換業者および資金移動業者への
お振込の制限について

平素より日田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、犯罪の手口が巧妙化・多様化し、特殊詐欺等の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座に送金される事案が多発しております。

上記を踏まえ、お客さま保護および不正送金防止の観点から、警察庁より不正送金対策の強化に関する要請が金融機関へありました。

つきましては、暗号資産交換業者や資金移動業者へお振込をする際、お口座名義から振込依頼人名を変更された場合(※)は、そのお取引を制限させていただく場合がございます。

あらかじめご理解とご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

※お口座名義の前後に数字等を付される場合は制限の対象となりません。

以上